

第10章 人権施策

第1節 人権文化のまちづくり〔人権文化推進課〕

1 人権行政指針

本市では「人権意識の高揚と差別の解消」を市政の重要課題と位置付け、同和問題をはじめとした、さまざまな人権課題を解決するための取組みを行ってきました。

また、人権尊重の国内的、国際的潮流を受け、平成10(1998)年10月には「人権教育のための国連10年北九州市行動計画（～平成16(2004)年12月）」を策定し、人権意識を高めるための人権教育・人権啓発を推進してきました。

平成14(2002)年2月には「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定し、同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組みをあらゆる人権に関する問題の解決につなげていくという未来への大きな広がりを持った創造的、発展的な見地に立って、人権を尊重したまちづくりを目指すこととしました。

このような状況を踏まえ、本市が目指す「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方を掲げた「北九州市人権行政指針」を平成17(2005)年11月に策定しました。（平成29(2017)年10月改訂、令和2(2020)年10月第2次改訂）

この指針に基づき、人権を尊重することが市民の日常生活の中に文化として定着するよう、「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と力をあわせて努力していきます。

2 人権推進センター

人権問題の解決を目指し、市民の人権意識の高揚を図るために、さまざまな啓発活動を行う「人権啓発センター」を開設、平成19(2007)年4月に「人権推進センター」とし、「人権文化のまちづくり」を推進しています。テレビCMやラジオ番組の制作・放送、人権週間記念講演会・ふれあいフェスタなどの参加型市民啓発事業、市政だよりへの特集記事掲載など、さまざまな啓発活動を行っています。

3 啓発活動

(1) テレビCM、ラジオ番組、動画

本市と福岡県・福岡市の3者で人権啓発CM「画面の中？」を制作し、「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に民放テレビ5局で放送しました。

ラジオ番組「明日への伝言板」は、全20話を、令和5(2023)年11月から令和6(2024)年2月まで、CROSS FMで放送しました。放送内容は、「明日への伝言板」ホームページから、視聴とシナリオのダウンロードができます。

動画については、インターネット配信や講演会等で活用しました。

これらの制作物は、北九州市人権推進センターYouTubeチャンネルから過去の作品も視聴できます。

◆YouTube動画配信実績

	令和5年度末現在
作品数	68本
累計視聴回数	1,367,007回

(2) 視聴覚教材や啓発資料の制作(令和5(2023)年度制作分)

視聴覚教材	☆人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」CD教材・シナリオ集 ・紙芝居 DVD・著名人朗読動画
啓発資料	☆人権啓発情報紙 「いのちあいこころ」(市内各世帯配布)



▲明日への伝言板



▲いのち あい こころ

(3) 人権週間行事の実施

人権週間(12月4日~10日)に合わせて、基本的人権の確立とともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、記念講演会を開催しています。令和5(2023)年度は「私たちの暮らしと人権」を共通テーマとし、「性的マイノリティ」、「女性」をテーマに2回開催しました。



▲人権週間記念講演会の模様



◆人権週間記念講演会参加者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	420人	550人	600人

(4) ふれあいフェスタの開催

人権に関する講演会やパネル展示、人権や福祉に関する団体による日常活動の紹介などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さを考えるイベントとして、「ふれあいフェスタ」を開催しています。平成27(2015)年度からは北九州市障害者芸術祭と共同開催しています。



▲ふれあいフェスタの模様

◆ふれあいフェスタ参加者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	2,400人	3,500人	2,400人

(5) その他

- ・ギラヴァンツ北九州のマッチデースポンサーとなり、監督・選手からの人権メッセージの掲出や PR ブースでの啓発グッズの配布など、ホームゲームを活用した取組みを行いました。
- ・人権ライブラリーを開設し、人権啓発教材の貸し出し等を行っています。
- ・人権週間の標語とポスターを募集し、表彰を行っています。

4 人権啓発推進者の養成

- ・北九州市人権問題啓発推進協議会との共催による「人権啓発推進者養成講座」を実施しています。

◆人権啓発コーディネーター養成講座の修了者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	11人	30人	26人

5 人権相談窓口の開設

【所在地】小倉北区大手町11番4号 大手町ビル（ムーブ）8階

【電話】093-562-5088（相談専用電話）

【受付時間】月曜～金曜（祝休日・年末年始を除く）の8:30～17:00

◆相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	662件	598件	645件
法務局に連絡※	4件	10件	3件

※相談員が法務局へ情報提供を行った件数。

6 その他の人権施策

(1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進

人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ、守り合う「人権の約束事運動」を市民と協働しながら進めます。

約束事運動を通して、一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としています。

この約束事運動を市民の力で進めるために、平成20(2008)年11月に、北九州市内の様々な団体や行政機関からなる人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会を設立しました。「温かい心に満ちたまち北九州」をそのまま愛称にしたのが「ほっとハート北九州」です。多くの市民に人権の約束事運動に参加してもらえるよう、PRのための事業や普及活動にも取り組んでいます。また、約束事運動をさらに身近に感じてもらえるよう、マスコットキャラクターの「モモマルくん」も活用しながら、取組みを進めています。

◆登録団体数（累計：令和6（2024）年3月末現在1,739団体）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録団体数	94団体	26団体	39団体

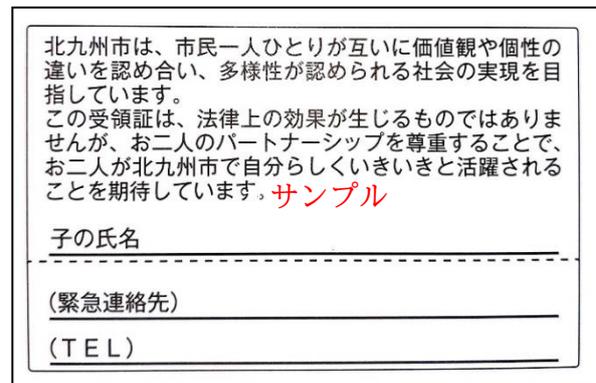
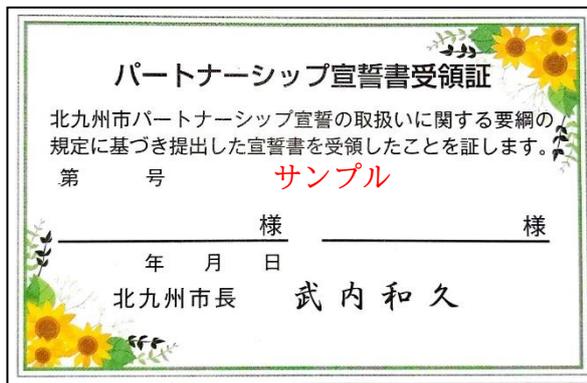


（2）パートナーシップ宣誓制度

市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指し、令和元(2019)年7月1日、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

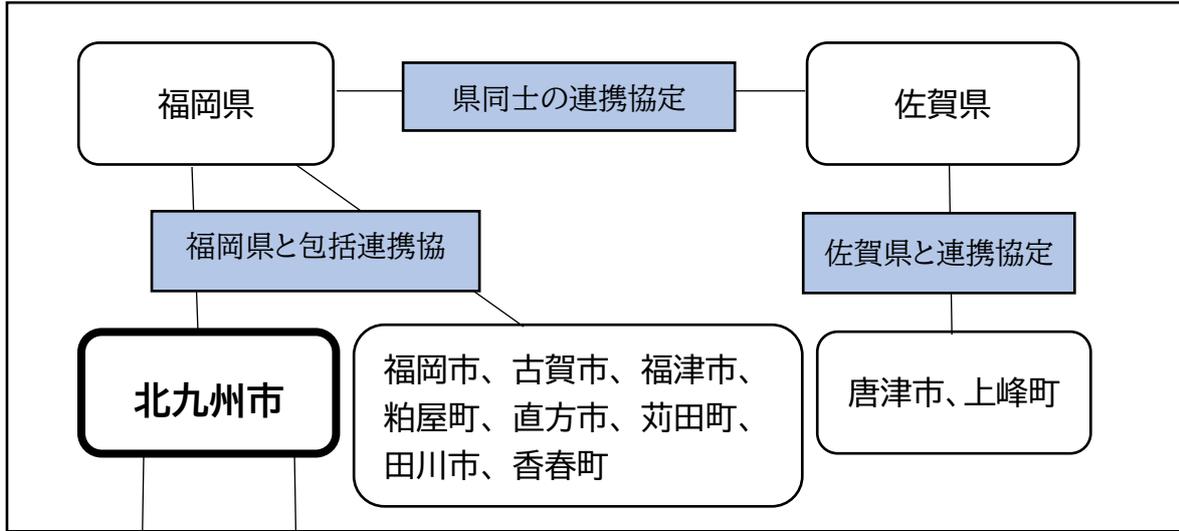
「パートナーシップ宣誓制度」とは、一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力することを、市長に対し宣誓する制度です。必要な要件を満たすと、「パートナーシップ宣誓書受領証」（以下、受領証という）が交付されます。

法的な婚姻と同等の効果はありませんが、当事者の生き方を後押しする制度であり、これまで同居要件の廃止や、養子縁組の関係にあるパートナーの方を対象者に加えることなどの要件緩和を行っています。



また、同制度を導入する自治体へ転出後も受領証が継続利用できるよう、令和2（2020）年4月より都市間相互利用協定を福岡市等と締結しており、令和5（2023）年4月には福岡県内での包括的な相互利用を可能とし、宣誓カップルの利便性の向上を図っています。

◆継続利用が可能な自治体（令和6（2024）年7月1日現在）



※サービス内容は各自治体のもの。

福岡県内では、福岡県と包括連携協定を締結していないパートナーシップ宣誓制度未導入の市町村であっても、継続利用が可能な場合がある。

◆パートナーシップ宣誓書受領証の交付者数（累計：令和6（2024）年7月1日現在47組）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規交付者数	6組	10組	13組

（3）人権に関する調査研究など

- ・第9期北九州市人権施策審議会の開催（令和5（2023）年8月、令和6（2024）年2月）
- ・「人権問題に関する市民意識調査」の実施（5年毎。令和2（2020）年度実施）

第2節 同和対策〔同和対策課〕

1 同和問題の啓発

平成28(2016)年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」に、「現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と記載され、同法第6条に基づき実施された「部落差別の実態に係る調査」の結果においては、インターネット上の差別的行為が増加傾向にあることが報告されています。こうした現状も踏まえ、令和5(2023)年度に人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！8～その“書き込み”信じていいの？」を作成、市内の学校や公共施設、図書館等へ配布し、幅広い層への浸透を意識した啓発を進めています。

また、同和問題（部落差別）をテーマとした啓発アニメーション動画「モモマルくんと考えよう2～知りたくない、聞きたくないと思っていない？～」と「モモマルくんと考えよう3～仲間はずれのない未来のために～」を YouTube チャンネルで配信しており、令和3(2021)年の配信開始から令和5(2023)年度末までの視聴回数が合計で27万回を超えるなど、多くの市民等に視聴されています。

また、福岡県が定めている同和問題啓発強調月間（毎年7月）には、市民が同和問題（部落差別）の解決を自らの課題としてとらえ、人権意識の高揚が図られるよう、地域交流センター主催の人権講演会の開催をはじめ、公共施設やJR駅等での啓発ポスターの掲示、JR駅やバス車内等にあるデジタルサイネージを活用した広告放映など、様々な啓発活動を行っています。



人権研修入門資料

「モモマルくんと考えよう！8～その“書き込み”
“信じていいの？”」



令和6年度

福岡県同和問題啓発強調月間ポスター

2 地域交流センターの活動

地域交流センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターです。

生活上のさまざまな相談業務、各種教養講座の開催、地域交流を促進する事業や人権に関する啓発事業を総合的に行っています。

また、市民センターや学校を始め、関係行政機関、各種団体等と連携を図りながら、地域のニーズを把握し、地域の特性や実情にあった人権啓発事業を実施しています。

◆地域交流センター利用状況（令和5（2023）年度）

施設名	各種相談	クラブ活動	講座・講演会等	会議等	合計
新門司	65人	5,788人	4,428人	1,096人	11,377人
下富野	148人	1,367人	5,453人	1,426人	8,394人
貴船	47人	1,815人	3,321人	2,633人	7,816人
山田	28人	713人	3,978人	188人	4,907人
北方	56人	28,679人	2,086人	696人	31,517人
徳力	43人	7,362人	4,958人	3,137人	15,500人
蛭田	43人	7,061人	2,744人	2,747人	12,595人
楠橋	56人	4,043人	3,610人	5,832人	13,541人
木屋瀬	24人	1,162人	1,970人	259人	3,415人
合計	510人	57,990人	32,548人	18,014人	109,062人

※北方のクラブ活動は多目的ホール（15,540人）を含む。

◆地域交流センターの主な人権啓発事業実施状況（令和5（2023）年度）

施設名	実施内容	実施日	参加者数
新門司	人権講演会 講師：小西 幸恵（ドリームチルドレン代表） 演題：人権が大切にされる社会をめざして	12月1日 （金）	41人
下富野	人権講演会 講師：谷口 研二（（公財）福岡県人権啓発情報センター館長） 演題：部落差別問題を「今・ここ・自分事」として考える	7月29日 （土）	40人
貴船	人権講演会 講師：馬場 周一郎（（公財）人権教育啓発推進センター特任講師、元西日本新聞社会部記者） 演題：同和問題の現状と解決への展望～40年間の取材活動を通していま見えるもの～	7月24日 （月）	132人
山田	人権講演会 講師：山口 裕之（マザー・アース人権啓発研究所主宰） 演題：音楽で学ぶ人権文化のまちづくり	7月15日 （土）	31人
北方	人権講演会 講師：中島 俊介（西南女学院大学保健福祉学部教授 北九州市立大学名誉教授） 演題：幸せの人間関係～人権文化は対話から～	7月21日 （金）	50人
徳力	人権講演会 講師：森山 沾一（福岡県立大学名誉教授） 演題：一度かぎりの輝く人生をすべての人に	7月22日 （土）	75人
蛭田	人権講演会 講師：北原 裕美（北九州少年サポートセンター少年育成指導官） 演題：子どもたちの健やかな成長を願って	6月16日 （金）	66人
楠橋	人権講演会 講師：西田 昌矢（西日本新聞朝倉支局長） 演題：部落問題について	7月22日 （土）	35人
木屋瀬	人権講演会 講師：大庭 正美（前楠橋地域交流センター館長） 演題：モモマルくんと考えよう！同和問題の根っこにあるもの	7月15日 （土）	17人